



⑤ 特別支援学校教諭専門教科問題の解答について（注意）

1. 解答はすべて、別紙のマークシートに記入すること。
2. マークシートは、電算処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。また、マーク欄はもちろん、余白にも不要なことを書かないこと。
3. 記入は、HBまたはBの鉛筆を使って、ていねいに正しく行うこと。（マークシート右上の記入方法を参照）消去は、プラスチック消しゴムで念入りに行うこと。
4. 名前の記入 名前を記入すること。
5. 教科名の記入 教科名に「特別支援学校教諭」と記入すること。
6. 受験番号の記入 受験番号欄に5けたの数で記入したのち、それをマークすること。
7. 解答の記入
 - ア. 小問の解答番号は1から42までの通し番号になっており、例えば、25番を

25

 のように表示してある。
 - イ. マークシートのマーク欄は、すべて1から0まで10通りあるが、各小問の選択肢は必ずしも10通りあるとは限らないので注意すること。
 - ウ. どの小問も、選択肢には①、②、③……の番号がついている。
 - エ. 各問いに対して一つずつマークすること。

（マークシート記入例）

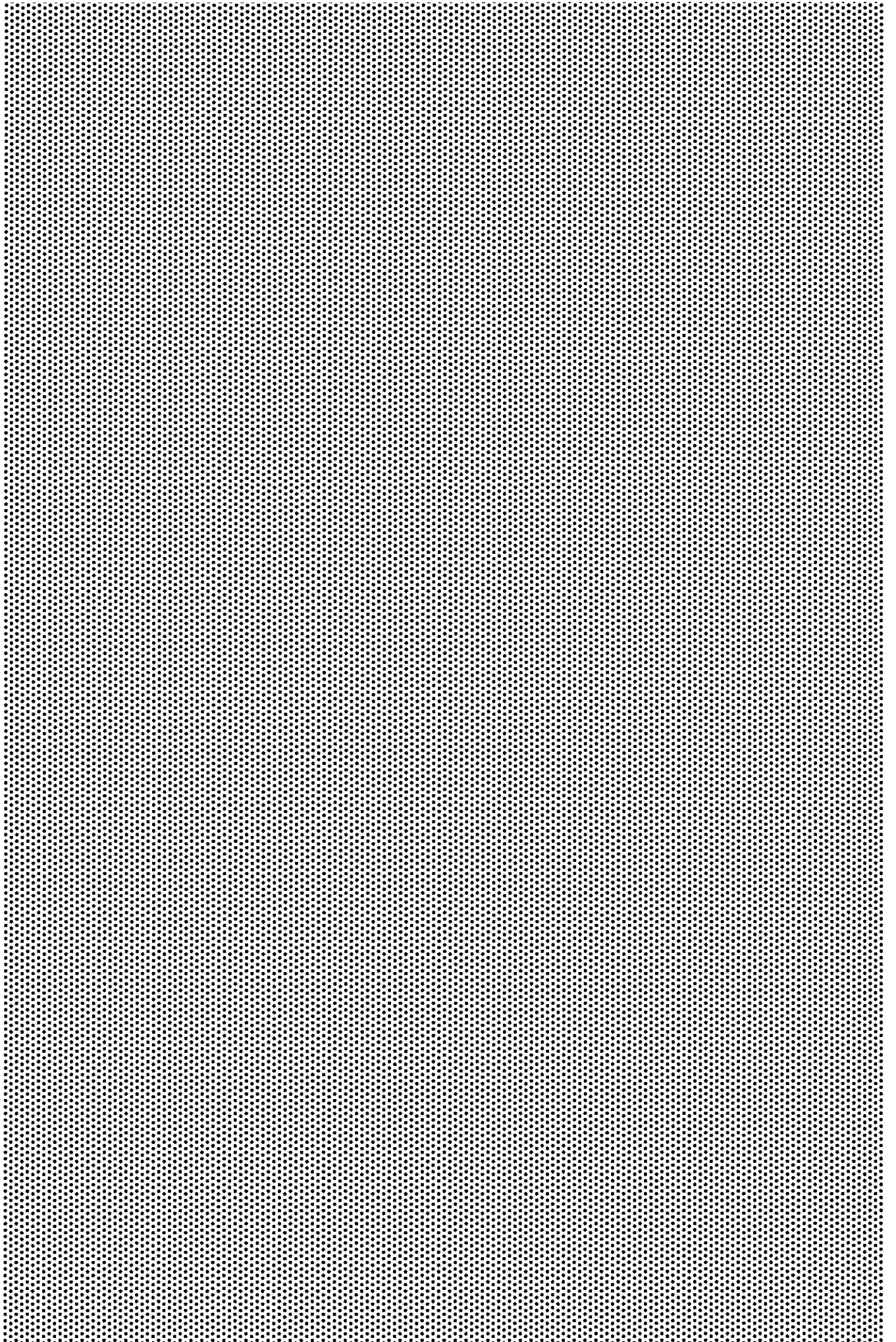
フリガナ	コウベ タロウ
名前	神戸 太郎

教科名	特別支援学校教諭
-----	----------

数字で記入……

受験番号				
1	2	3	4	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0

小問 番号	解答記入欄										小問 番号	解答記入欄										小問 番号	解答			
	1 ~ 25											26 ~ 50												51		
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	0	0	0	0
7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57	0	0	0	0
8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59	0	0	0	0
10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0	0	0	0
11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61	0	0	0	0



【1】 次の文は、障害者の権利に関する条約第二十四条の一部である。(ア)～(エ)にあてはまる適切な語句を①～⑧から選び、番号で答えよ。

第二十四条 2 締約国は、<略>、次のことを確保する。

- (a) 障害者が障害に基づいて (ア) から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
- (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する (イ) において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
- (c) 個人に必要とされる (ウ) が提供されること。
- (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を (ア) の下で受けること。
- (e) 学問的及び社会的な (エ) を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。

- ① 特別な教育制度 ② 能力 ③ 地域社会 ④ 発達
- ⑤ 合理的配慮 ⑥ 国 ⑦ 教育的支援 ⑧ 一般的な教育制度

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
1	2	3	4

【2】 次の文は、学校教育法施行規則第百四十条の通級指導に関する規定である。(ア)～(エ)にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

第百四十条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、<略>（ア）によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 （イ）
- 三 情緒障害者
- 四 （ウ）
- 五 （エ）
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により（ア）による教育を行うことが適当なもの

- | | | | | |
|---|-------------|-----------|-----------|------------|
| ① | (ア) 特別の教育課程 | (イ) 自閉症者 | (ウ) 身体虚弱者 | (エ) 肢体不自由者 |
| ② | (ア) 特別の教育課程 | (イ) 知的障害者 | (ウ) 弱視者 | (エ) 肢体不自由者 |
| ③ | (ア) 特別の教育課程 | (イ) 自閉症者 | (ウ) 弱視者 | (エ) 難聴者 |
| ④ | (ア) 個別の教育課程 | (イ) 知的障害者 | (ウ) 身体虚弱者 | (エ) 肢体不自由者 |
| ⑤ | (ア) 個別の教育課程 | (イ) 自閉症者 | (ウ) 弱視者 | (エ) 難聴者 |

【3】 次の文は、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）（令和3年1月 中央教育審議会）の特別支援教育を担う教師の専門性向上に関する記述である。（ア）～（エ）にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

（ア）教師には、障害の特性等に関する理解と指導方法を工夫できる力や、個別の教育支援計画・個別の指導計画などの特別支援教育に関する基礎的な知識、＜略＞等が必要である。加えて、障害のある人や子供との触れ合いを通して、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は障害により起因するものだけではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものという考え方、いわゆる「（イ）」の考え方を踏まえ、障害による（ウ）又は生活上の困難について本人の立場に立って捉え、それに対する必要な支援の内容を一緒に考えていくような経験や態度の育成が求められる。また、こうした経験や態度を、多様な（エ）のある子供がいることを前提とした学級経営・授業づくりに生かしていくことが必要である。

- | | | | | |
|---|-------------|-----------|---------|------------|
| ① | （ア） 全ての | （イ） 社会モデル | （ウ） 社会上 | （エ） 教育的ニーズ |
| ② | （ア） 全ての | （イ） 医学モデル | （ウ） 学習上 | （エ） 障害 |
| ③ | （ア） 全ての | （イ） 社会モデル | （ウ） 学習上 | （エ） 教育的ニーズ |
| ④ | （ア） 特別支援学校の | （イ） 社会モデル | （ウ） 学習上 | （エ） 障害 |
| ⑤ | （ア） 特別支援学校の | （イ） 医学モデル | （ウ） 社会上 | （エ） 教育的ニーズ |

【4】 次の文は、学校教育法施行令第二十二條の三の一部である。(ア)～(エ)にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

第二十二條の三 法第七十五條の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね(ア)未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、(イ)等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇(ウ)以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の(エ)を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの

- ① (ア) 〇・三 (イ) 補装具 (ウ) デシベル (エ) 話声
- ② (ア) 〇・一 (イ) 補装具 (ウ) ヘルツ (エ) 話声
- ③ (ア) 〇・三 (イ) 拡大鏡 (ウ) ヘルツ (エ) 音
- ④ (ア) 〇・一 (イ) 拡大鏡 (ウ) ヘルツ (エ) 音
- ⑤ (ア) 〇・三 (イ) 拡大鏡 (ウ) デシベル (エ) 話声

7

【5】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編(幼稚部・小学部・中学部)」(平成30年3月 文部科学省)における特別支援学校に関するセンターとしての役割に関する記述である。適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 小学校又は中学校等の要請により、障害のある児童若しくは生徒又は当該児童若しくは生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行う。
- ② 地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行う。
- ③ 学校として組織的に取り組むことができるように校内体制を整備する。
- ④ 他の特別支援学校や地域の小学校又は中学校等との連携を図る。
- ⑤ 児童相談所等の福祉機関、病院等の医療機関への指導を行う。

8

【6】 次の文は、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省)における肢体不自由のある子供に対する特別な指導内容に関する記述である。(ア)～(エ)にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

保有する感覚の活用に関すること

肢体不自由のある子供の場合は、保有する視覚、聴覚、触覚、嗅覚、(ア)、(イ)などの感覚を有効に活用することが困難な場合がある。特に、障害が重度で重複している場合、視覚、聴覚、触覚と併せて、姿勢の変化や筋、関節の動きなどを感じ取る(ア)や、重力や動きの加速度を感じ取る(イ)を活用できるように、適切な内容を選択し、丁寧に指導する必要がある。その際、それらを個々の感覚ごとに捉えるだけでなく、相互に関連付けて捉え、保有する感覚で受け止めやすいように情報の提示の仕方を工夫することが大切である。

また、(ウ)等のある肢体不自由のある子供の場合は、筋緊張等によって身体からの感覚情報をフィードバックして、行動したり、表現したりすることに困難が生じやすいため、注視、追視、(エ)動作等の困難が見られる。その場合、例えば、目の前にある興味のある玩具等の対象物を注視したり、ゆっくり動く対象物を追視したりする力を高め、対象物に手を伸ばしたり、倒したりすることで目と手の動きを協調させていく指導内容などが考えられる。また、見えにくさへの対応としては、不要な刺激を減らし、提示する情報量や提示の仕方を配慮するとともに、教材、教具の工夫も求められる。

- ① (ア) 前庭覚 (イ) 固有覚 (ウ) 脳性まひ (エ) 協応
- ② (ア) 前庭覚 (イ) 固有覚 (ウ) 心疾患 (エ) 適応
- ③ (ア) 前庭覚 (イ) 固有覚 (ウ) 脳性まひ (エ) 適応
- ④ (ア) 固有覚 (イ) 前庭覚 (ウ) 心疾患 (エ) 適応
- ⑤ (ア) 固有覚 (イ) 前庭覚 (ウ) 脳性まひ (エ) 協応

【7】 次の文は、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省)における病弱・身体虚弱の子供に対する特別な指導内容に関する記述である。(ア)～(エ)にあてはまる語句を①～⑧から選び、番号で答えよ。

病気等の状態の理解と生活管理に関すること

病弱教育では、病気等の(ア)を育成することは重要な指導内容の一つである。そのため、病弱・身体虚弱の子供にとって必要な(イ)とは、他人からの規制ではなく「生活の自己管理」と考えて取り組むことが大切である。また、「生活の自己管理」をする力とは、運動や安静、食事などの日常の諸活動において、必要な(ウ)を守る力、自身の病気等の特性等を理解した上で心身の状態に応じて(エ)を判断する力(自己選択・自己決定力)、必要なときに必要な支援・援助を求めることができる力であり、それらを育成することが必要である。

- ① 自己回復能力 ② 参加可能な活動 ③ 運動規制 ④ 主体的な活動
 ⑤ 時間 ⑥ 服薬 ⑦ 生活規制 ⑧ 自己管理能力

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
10	11	12	13

【8】 次の文は、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省)における注意欠陥多動性障害の特性に関する記述である。下線部について、適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

見逃されやすい障害であること

注意欠陥多動性障害は、障害そのものの社会的認知が十分でなく、また、注意欠陥多動性障害のない子供においても、不注意又は①衝動性・多動性の状態を示すことがあることから、注意欠陥多動性障害のある子供は、「故意に活動や課題に取り組もうとしない」②「読み書きに困難さがある」あるいは「自分勝手な行動をしている」などとみなされてしまい、障害の存在が見逃されやすい。まずは、これらの行動が障害に起因しており、その特性に応じた指導及び支援が必要であることを保護者や学校教育関係者が認識する必要がある。特に、早期からの適切な対応が効果的である場合が多いことから、低学年の段階で③学級担任がその特性を十分に理解し、適切な指導や必要な支援の意義を認識することが重要である。なお、平成24年に文部科学省が実施した全国的な実態調査では、医師等の専門家による判断に基づくものではないが、④学習障害や注意欠陥多動性障害等の可能性があり、学習や生活の面で特別な教育的支援を必要としている子供が小中学校の⑤通常の学級に6.5%程度在籍している。

- 【9】 次の文は、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省)における情緒障害に関する記述である。(ア)～(エ)にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

情緒障害とは、周囲の環境から受けるストレスによって生じたストレス反応として状況に合わない(ア)が持続し、それらを(イ)ではコントロールできないことが継続している状態をいう。

情緒障害の状態の現れ方や時期は様々であり、状況に合わない(ア)を(イ)ではコントロールできないことにより、(ウ)や社会生活に(エ)場合もある。また、子供本人は困難さを感じているにもかかわらず、その困難さが行動として顕在化しないため、一見すると、(ウ)や社会生活に適応できているように見えてしまう場合もある。

- ① (ア) 心身の状態 (イ) 自分の意思 (ウ) 家庭生活 (エ) 過剰適応する
- ② (ア) 心身の状態 (イ) 自分の意思 (ウ) 学校生活 (エ) 適応できなくなる
- ③ (ア) 認知・行動 (イ) 自分の意思 (ウ) 学校生活 (エ) 適応できなくなる
- ④ (ア) 心身の状態 (イ) 他者の介入 (ウ) 家庭生活 (エ) 適応できなくなる
- ⑤ (ア) 認知・行動 (イ) 他者の介入 (ウ) 学校生活 (エ) 過剰適応する

15

- 【10】 次の文は、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省)における知的障害のある児童生徒の教科書に関する記述である。適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 子どもの実態等に即した教科書が採択され、使用されている。
- ② 特別支援学校(知的障害)小学部・中学部用の教科書として、文部科学省の著作による国語、算数・数学、音楽の教科書が作成されている。
- ③ 特別支援学校(知的障害)高等部用の教科書として、文部科学省の著作による国語、数学の教科書が作成されている。
- ④ 学校教育法施行規則第三百十一条第2項の規定に基づき、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書(一般図書を含む)を使用することができるようになっている。
- ⑤ 小学校及び中学校の特別支援学級在籍の児童生徒は、文部科学省の著作による国語、算数・数学、音楽の教科書を使用することができる。

16

【11】 次の文は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」（平成29年4月 文部科学省）における重複障害者等に関する教育課程の取扱いに関する記述である。下線部について、適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

重複障害者のうち、①障害の状態により特に必要がある場合には、②各教科、③道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は④各教科、外国語活動若しくは④総合的な学習の時間に替えて、⑤「日常生活の指導」「生活単元学習」による指導を行うことができるものとする。

17

【12】 次の文は、「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）の知的障害のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科等の基本的な考え方における段階の考え方に関する記述である。（ア）～（エ）にあてはまる語句を①～⑧から選び、番号で答えよ。

学年ではなく、段階別に内容を示している理由は、＜略＞、発達期における知的機能の障害が、同一学年であっても、（ア）が大きく、学力や学習状況も異なるからである。そのため、段階を設けて示すことにより、個々の児童生徒の実態等に即して、各教科の内容を（イ）して、効果的な指導ができるようにしている。

＜略＞

＜略＞、各段階における育成を目指す資質・能力を明確にすることから、段階ごとの目標を新設し、小学部は（ウ）つの段階、中学部は新たに段階を新設し（エ）つの段階により目標を示している。

- ① 精選 ② 学校差 ③ 個人差 ④ 2
 ⑤ 3 ⑥ 4 ⑦ 6 ⑧ 具体化

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
18	19	20	21

【13】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）における小学部及び中学部における教育の基本と教育過程の役割の中の育成を目指す資質・能力に関する記述である。（ア）～（エ）にあてはまる語句を①～⑩から選び、番号で答えよ。

児童生徒に知・徳・体のバランスのとれた「（ア）」を育むことを目指すに当たっては、（イ）の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながらか教育活動の充実を図ること、その際には児童生徒の障害の状態や特性及び（ウ）を踏まえ、「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「（エ）」の涵養という、資質・能力の三つの柱の育成がバランスよく実現できるよう留意することを示している。

- | | | |
|----------------|-----------------|--------|
| ① 各教科等 | ② 調和力 | ③ 各教科 |
| ④ 心身の発達の段階等 | ⑤ 主体的に学習に取り組む態度 | ⑥ 生きる力 |
| ⑦ 学びに向かう力、人間性等 | ⑧ 学ぶ力 | ⑨ 日常生活 |
| ⑩ 心身の調和的発達等 | | |

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
22	23	24	25

【14】 次の文は、「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）における知的障害のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校小学部算数科に関する記述である。1段階の目標と内容として適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 具体物の「ある」「ない」が分かり、具体物を指差したり、つかもうとしたりするなど、具体物を対象として捉えることについて指導する。
- ② 対象として捉えた具体物について、対応させたり、形、色、大きさなどの属性で見分けたりすることについて指導する。
- ③ ものの数を数える素地を養うことをねらいとし、具体物の量を数で表すことを体験的に気付くことができるよう、3までの範囲のもの数を捉えることや、5までの範囲で数を唱えることについて指導する。
- ④ 身の回りにあるものの形についての基礎的な概念を養うことをねらいとし、身の回りのものには上下や前後、形に違いがあることを体験的に気付くことができるよう指導する。
- ⑤ ものと数詞とを対応させてものの個数を判断できるようにするとともに、10までの数の意味や表し方について指導する。

【15】 次の文は、「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）における知的障害のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部社会科における各段階の目標に関する記述である。適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 1段階の目標の「日常生活に関わる社会的事象が分かり」とは、集団生活に関することや社会生活のきまり、公共施設の役割、制度の仕組み、地域の安全、仕事と生活、身近な産業、身近な地域や市の様子、身近な地域の移り変わり、世界の中の日本と国際交流等について、それらの概要や日常生活との関わりが具体的に分かることである。
- ② 1段階の目標のひとつである「社会的事象について、自分の生活や地域社会と関連付けて具体的に考えたことを表現する基礎的な力を養う。」は「知識及び技能」に関わる事項である。
- ③ 1段階における「身近な社会に自ら関わろうとする意欲」とは、対象となる社会的事象について、自分の生活と地域社会との関連を考えたり理解したりすることで、自分たちが通う学校の回りの地域や、自分たちの住んでいる地域や市区町村に対して関心を持ち、円滑で快適な生活をしようとする意欲である。
- ④ 2段階の目標の「日常生活に関わる社会的事象について理解し」とは、集団生活に関することや社会生活のきまり、公共施設の役割、制度の仕組み、地域の安全、県内の特色ある地域、生活を支える事業、県の様子、県内の伝統や文化、先人の働きや出来事、文化遺産、世界の中の日本と国際交流等について、その概要と地域の人々の生活との関連を理解することである。
- ⑤ 2段階で示す「地域」は、主に自分たちが生活している都道府県の範囲を示している。

【16】 次の図は、特別支援学校（知的障害者）に在籍する、中学部第2学年の生徒に対して、社会性の獲得を目指した指導内容例である。（ア）～（ウ）にあてはまる適切な語句を①～⑦から選び、番号で答えよ。

学部・学年	中学部・第2学年
障害の種類・程度や状態等	知的障害の程度は、言葉による意思疎通が困難、日常生活面など一部支援が必要
事例の概要	学習場面の中で落ち着いて順番を待ったり、ルールを守ったりすること等の社会性の獲得を目指した指導

<p>① 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ、課題等について情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な生活習慣はほぼ自立している。 ・見通しのもてる活動には集中して取り組むことができる。 ・音声言語は不明瞭で、発声や指さし、身振りやしぐさ、絵カード等で簡単なコミュニケーションをとろうとすることが見られるが、何を伝えたいのか曖昧なときが多い。 ・集団での学習場面において順番を待つなどの、ルールや決まり事を守ることが難しい。 ・自分の気持ちや思いを一方向的に通そうとする場合がある。

②-1 収集した情報(①)を自立活動の区分に即して整理する段階					
健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
・健康状態は良好で、生活のリズムは確立している。	・自分の思い通りにならないと情緒が不安定になり、混乱する場合がある。	・(ア)	・(イ)	・動作模倣ができる。	・(ウ)

- ① 言葉による会話はできるが、対面して話すことを避ける。
- ② 相手の表情を読み取り、気持ちを考えながらやり取りをする。
- ③ 絵カードに興味を示すなど、視覚優位の側面が見られる。
- ④ 相手に応じて適切に話すことができるが、話がまとまらないことがある。
- ⑤ 誰よりも先に活動したいために、順番を守らないことが多々ある。
- ⑥ 発声や指さし、身振り等で自分の要求を伝えようとする。
- ⑦ 指先の巧緻性が徐々に身についてきている。

(ア)	(イ)	(ウ)
28	29	30

【17】 次の文は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」（平成29年4月 文部科学省）に示されている個別の指導計画の作成と内容の取扱いに関する記述である。（ア）～（エ）にあてはまる語句を①～⑨から選び、番号で答えよ。

個別の指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 個々の児童又は生徒について、障害の（ア）、（イ）の程度、興味・関心、生活や学習環境などの（ウ）を的確に把握すること。
- (2) 児童又は生徒の（ウ）把握に基づいて得られた指導すべき課題相互の関連を検討すること。その際、これまでの学習状況や将来の可能性を見通しながら、長期的及び短期的な観点から（エ）を設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げること。

<略>

- ① 学修 ② 状態 ③ 困難 ④ 指導目標 ⑤ 発達や経験
 ⑥ 種類 ⑦ 経験 ⑧ 支援方法 ⑨ 実態

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
31	32	33	34

【18】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）における健康の保持の「生活のリズムや生活習慣の形成に関すること」に関する記述である。適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 体温の調節、覚醒と睡眠など健康状態の維持・改善に必要な生活のリズムを身に付けること、食事や排泄などの生活習慣の形成、衣服の調節、室温の調節や換気、感染予防のための清潔の保持など健康な生活環境の形成を図ることを意味している。
- ② 視覚障害のある幼児児童生徒の場合、昼夜の区別がつきにくいことから覚醒と睡眠のリズムが不規則になり、昼夜逆転した生活になることがある。
- ③ ADHDのある幼児児童生徒の場合、周囲のことに気が散りやすいことから一つ一つの行動に時間がかかり、整理・整頓などの習慣が十分身に付いていないことがある。
- ④ 自閉症のある幼児児童生徒の場合、特定の食物や衣服に強いこだわりを示す場合があり、極端な偏食になったり、季節の変化にかかわらず同じ衣服を着続けたりすることがある。
- ⑤ 生活のリズムや生活習慣の形成に関する指導を行う際に特に必要なのは、対象の幼児児童生徒の学校における生活状況を把握することである。

【19】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）における教師の協力体制に関する記述である。適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 自立活動の指導は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として担任教師の協力の下に一人一人の幼児児童生徒について個別の指導計画を作成し、実際の指導に当たることが必要である。
- ② 専門的な知識や技能を有する教師とは、特別支援学校の教師の免許状や自立活動を担当する教師の免許状を所有する者をはじめとして、様々な現職研修や自己研修等によって専門性を高め、校内で自立活動の指導的役割を果たしている教師を含めて広く捉えている。
- ③ 自立活動の指導は、幼児児童生徒の障害の状態によっては、かなり専門的な知識や技能を必要としているので、いずれの学校においても、自立活動の指導の中心となる教師は、それにふさわしい専門性を身に付けておくことが必要である。
- ④ 複数の障害種別に対応する特別支援学校においては、それぞれの障害種別に対応した専門的な知識や技能を有する教師を学校全体で育成し活用できるようにする必要がある。
- ⑤ 複数の障害種別に対応する特別支援学校においては、それぞれの障害種別に十分な対応ができるように、教師の専門性の向上を図るための研修等を充実させる一方で、他の特別支援学校との連携協力を図り、必要に応じて、自立活動の指導についての助言を依頼することなども考えられる。

36

【20】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）における自立活動の内容とその取扱いに関する記述である。適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 自立活動の「内容」は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成している。
- ② 自立活動の「内容」は、六つの区分の下に、それぞれ3～5の項目が示されてある。
- ③ 大きな区分の下に幾つかの項目を設けるという自立活動の内容の示し方については、自立活動の前身である「養護・訓練」が創設された当時から少しも変わっていない。
- ④ 自立活動の「内容」は、各教科等と同じようにすべてを取り扱うものである。
- ⑤ 個々の幼児児童生徒に指導する具体的な指導内容は、項目の中から必要とする項目を選定した上で、それらを相互に関連付けて設定することが重要である。

37

- 【21】 次の文は、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）」（平成28年12月 文部科学省）の高等学校における通級による指導に関する記述である。下線部について適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

実施形態について

通級による指導の実施形態としては、生徒が在学する学校において指導を受ける「①自校通級」
〈略〉 通級による指導の担当教員が該当する生徒がいる学校に赴き、又は複数の学校を巡回して指導を行う「巡回指導」が考えられる。実施に当たっては、対象となる生徒の人数と②指導の教育的効果との関係性、生徒や保護者にとっての心理的な抵抗感・③通学の負担・学校との相談の利便性、通級による指導の担当教員と④特別支援学級の担任教員との連絡調整の利便性等を総合的に勘案し、各学校や⑤地域の実態を踏まえて効果的な形態を選択すること。

38

- 【22】 次の文は、「学校における医療的ケアの今後の対応について」（平成31年3月 文部科学省）の記述である。適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 医療的ケア児とは、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等のことをいい、医療技術の進歩等を背景として増加している。
- ② 医療的ケア児が学校において教育を受ける機会を確保するため、特別支援学校等に看護師又は准看護師を配置するなど、学校内で医療的ケアを実施してきた。
- ③ 医療的ケア児の教育に当たっては、児童生徒等の安全の確保が保障されることが前提である。
- ④ 医療的ケア児の「教育の場」の決定については、在籍を検討している学校が主体となり、早期からの教育相談、教育支援による相談機能を高め、合意形成のプロセスを丁寧に行うことが求められている。
- ⑤ 長期間欠席していた医療的ケア児や訪問教育を受ける医療的ケア児の指導上の工夫の一つとしては、ICTを用いた遠隔教育などによって医療的ケア児と教師の対面による指導があるが、これはあくまで対面による指導を補完するものである。

39

【23】 次の文は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」（平成29年4月 文部科学省）に示されている学習評価の充実に関する抜粋である。下線部について適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

学習評価の充実

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 児童又は生徒のよい点や①可能性、進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の②成果を評価し、指導の改善や③学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。
- (2) 各教科等の指導に当たっては、④個別の指導計画に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるようにすること。
- (3) 創意工夫の中で学習評価の⑤妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて児童又は生徒の学習の成果が円滑に接続されるよう工夫すること。

40

【24】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）におけるコンピュータ等や教材・教具の活用等に関する記述である。（ア）～（エ）にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

（ア）能力の育成を図るためには、各学校において、コンピュータや（イ）などの情報手段及びこれらを日常的・効果的に活用するために必要な環境を整えるとともに、（ウ）においてこれらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが重要である。また、教師がこれらの情報手段に加えて、各種の（エ）や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具を適切に活用することが重要である。

- | | | | | |
|---|----------|----------------|----------|----------|
| ① | （ア） 情報活用 | （イ） プログラミング | （ウ） 各教科等 | （エ） 書籍 |
| ② | （ア） 情報活用 | （イ） 情報通信ネットワーク | （ウ） 自立活動 | （エ） 統計資料 |
| ③ | （ア） 情報技術 | （イ） プログラミング | （ウ） 自立活動 | （エ） 書籍 |
| ④ | （ア） 情報活用 | （イ） 情報通信ネットワーク | （ウ） 各教科等 | （エ） 統計資料 |
| ⑤ | （ア） 情報技術 | （イ） 情報通信ネットワーク | （ウ） 自立活動 | （エ） 統計資料 |

41

【25】 次の文は、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省)における就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方に
関する記述である。(ア)～(エ)にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

就学先となる学校や学びの場の判断・決定に当たっては、障害のある子供の障害の状態のみに着目して
画一的に検討を行うのではなく、子供一人一人の教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や(ア)
の意見等を総合的に勘案して、個別に判断・決定する仕組みへと改められた。特に、その際、子供一人
一人の障害の状態等を把握して教育的ニーズを明確にし、具体的にどのような支援の内容が必要とされるか
ということを整理することがまずは重要である。そして、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的
ニーズに最も的確に応える指導を提供できる就学先となる学校や学びの場について、(イ)等におい
て検討を行うとともに、(ウ)が総合的な判断を行い、本人及び保護者、教育委員会及び学校との
(エ)を進めた上で、最終的には(ウ)が決定することとなる。

- | | | | |
|-----------|-------------|---------------|----------|
| ① (ア) 専門家 | (イ) 教育支援委員会 | (ウ) 市区町村教育委員会 | (エ) 合意形成 |
| ② (ア) 教員 | (イ) 特別支援学校 | (ウ) 市区町村教育委員会 | (エ) 合意形成 |
| ③ (ア) 専門家 | (イ) 特別支援学校 | (ウ) 都道府県教育委員会 | (エ) 合意形成 |
| ④ (ア) 教員 | (イ) 教育支援委員会 | (ウ) 都道府県教育委員会 | (エ) 折衝 |
| ⑤ (ア) 専門家 | (イ) 教育支援委員会 | (ウ) 都道府県教育委員会 | (エ) 折衝 |